

東京高裁「税務当局は過去の見解を変更するも必要な措置講じず」

# ムゲン社再び敗訴も、“過去事例” により過少申告加算税は取消し

マンション販売事業者の仕入税額控除の可否を巡り係争中の2件の裁判の一審では、(株)ムゲンエステート(以下「ムゲン社」)が敗訴、(株)エー・ディー・ワークス(以下「ADW社」)は勝訴と“正反対”の結論となったことから控訴審の行方が注目されていたが、令和3年4月21日、このうちムゲン社の高裁判決が言い渡された。

東京高裁(第5民事部・秋吉仁美裁判長)は、用途区分の判定について「将来確実に見込まれるかどうか」だけが判断要素となるというムゲン社の地裁判決の考え方を支持、消費税等の更正処分については適法と認めムゲン社の控訴を棄却した。一方、過少申告加算税の賦課決定処分については「税務当局が過去の見解を変更したのに納税者への周知などの必要な措置を講じていなかったこと」により「原告の過少申告には『正当な理由』がある」として処分を取り消すという異例の判決を下した。

当事者間では激しく争われながらも一審判決では大きく取り扱われなかった“過去事例”の存在が過少申告加算税の取消しにつながった点は予想外と言える。本税に比べれば金額的なインパクトは小さいものの、「取扱いを変更していない」旨を強く主張してきた国にとっては、裁判所に「見解を変更したことが窺われる」と認定されたことは大きな痛手だろう。

本特集では、一審判決に対し多数加えられた補正部分を紐解きながら、ムゲン社の控訴審判決の内容について詳しくお伝えする。

## 用途区分判定の基準は“確実な見込み”の存否

居住用マンションなどの中古不動産の買取再販売を行うムゲン社は、購入時に全部又は一部が住宅用として賃貸されている建物を購入し、転売するまでの間その賃料を収受していた。そして、本件建物の取得費用を「建物の販売目的で行った課税仕入れ」として個別対応方式により課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れに区分して確定申告をしたところ、処分行政庁は、購入時に賃料収入(非課税

売上)が確実に見込まれていたことから「課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に要する課税仕入れ」(以下「共通課税仕入れ」)に区分すべきとして更正処分等を行った。

本件の背景には、敷地の譲渡(非課税売上)も併せて行うムゲン社(ADW社も同様の課税売上割合が非常に低いということがある。その場合、課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れに区分されれば建物の取得費用

の全額が仕入税額控除できるが、共通課税仕入れに区分されるとその相当部分が控除できなくなってしまう。

こうした中、本件では、「仕入時」において、取得した建物を最終的には販売に供することを予定するとともに、その間、住宅用の賃貸にも供されることが確実に見込まれるという状況における、建物の取得費用の用途区分の考え方が争点となった。

用途区分の判定の判断枠組みについては、ムゲン社の地裁判決が、「課税仕入れの日の状況に基づいてその取引が事業者の将来の多様な取引のうちどのような取引に要するものであるかを客観的に判断すべき」との考えを示したのに対し、ADW社の地裁判決では「将来の賃料収入が確実に見込まれるというだけで常に共通対応仕入れに区分することには問題が生ずる」として「一義的に解するのではなく」「個別の事情を踏まえて判断すべき」との新たな考え方が示された。そこで、この新たな考え方に対して控訴審がどのような判断を下すのかに注目が集まっていた。

この点について東京高裁は、「将来確実に見込まれる」かどうかだけが判断要素となるとの考え方を明確に示し、ムゲン社の地裁判決の考え方を支持した。

高裁判決は地裁判決をほぼ引用したものとなっているものの、多くの補正を加えている。複数の類似事例が係争中となっていることや、上述のとおり一審で“正反対”の判決が下され議論が起こっていることなどを背景に、より丁寧に東京高裁としての考えを述べたものと思われる。

まず東京高裁は、原判決の仕入税額控除の制度の趣旨の解釈の部分に、「区分が明らかにされていない場合には一括比例配分方式で

算出されていること」及び「課税売上割合の分母にその他の資産の譲渡等の対価の額を加えることとされていること」との記載を追加した。

そして、ムゲン社（原告・控訴人）の主張に対する判断として、原判決を置き換える形での補正を次頁以降の表1及び表2のとおり行っている。表1は、原告の「用途区分の判定は最終的な目的により行うべき」との主張に対する判断を示したもの。上記で追加した一括比例配分方式及び課税売上割合についての記載も理由に加えた上で、「要することが見込まれるかどうか」が判断基準であり、要することが見込まれるかどうかの判断要素の一つとして課税仕入れの「目的」が挙げられるとしても、「最終的な目的」や「主たる目的」に限定されると解すべき根拠はないとし、ムゲン社の主張を排斥している。

表2は、原告による①その他の資産の譲渡等が付随的な目的に過ぎず、非課税売上げの割合が非常に小さい場合にまで共通対応課税仕入れに区分するのは、課税の累積が生じ妥当ではない、②課税仕入れの時点で課税資産の譲渡等の目的しかなくその後の事情の変化でその他の資産の譲渡等に供することとなった場合には「課税資産の譲渡等にものみ要するもの」に区分されるのに対し、課税仕入れの時点で付随的にその他の資産の譲渡等の目的を有する場合に形式的・機械的に共通対応課税仕入れに区分されるのは不合理、との主張に対する裁判所の判断を示したもの。東京高裁は東京地裁と同じく、「立法政策上の問題」と整理した。この点は、①の主張に対し「税負担の累積の排除という消費税法の目的を十分に達し得ない」と納税者の主張を認めたADWの地裁判決とは対照的な判断となった。

【表1】原告の主張に対する地裁判決の補正(1)

(下線は編集部)

▶東京地裁判決
<p>「しかしながら、用途区分の判定において課税仕入れの目的が考慮されるとしても、消費税法30条2項1号の文言や個別対応方式における用途区分に共通課税仕入れが設けられていることに照らすと、ここで考慮される課税仕入れの目的が、原告が主張するような最終的なし主たる目的に限定されると解すべき理由はない。」</p>
▶東京高裁の補正
<p>原判決32頁8行目の冒頭から同12行目の末尾までを次のとおり改める。</p> <p>「しかしながら、①消費税法30条1項が仕入税額控除を認めた趣旨は、いわゆる課税の累積を排除することにあり、課税仕入れに対応する売上げに係る取引がその他の資産の譲渡等に当たるものであるときには課税の累積が生じないため仕入税額控除を認める必要がないこと、②消費税法30条2項が、当該課税期間における課税売上高が5億円以下である場合で、かつ課税売上割合が95パーセント以上である場合に、課税仕入れと売上げに係る取引との個別的な対応関係を問うことなく、控除対象仕入税額の全額控除を認めたのは、あくまで納税義務者の納税関係の事務の負担への配慮等の観点からであって、上記の要件に該当しない場合には、原則のとおり、その他の資産の譲渡等に要する課税仕入れに係る消費税額は控除の対象とはならない(すなわち、控除の対象はあくまでも課税資産の譲渡等に要する課税仕入れに係る消費税額に限定して、控除対象仕入税額を計算すべきである。)とされていること、③控除対象仕入税額を計算するについては、用途区分が明らかにされている場合に限り、個別対応方式が認められ、それ以外の場合には、課税期間における課税仕入れに係る消費税額の合計額に、その課税期間の課税売上割合を乗じて計算する一括比例配分方式を採用することとされているところ、その課税売上割合の分母にはその他の資産の譲渡等の対価の額を加えることとされていること、④課税仕入れの用途区分は課税仕入れを行った日の状況により行うことと解されること、目的が仕入れの日に確定しているとは限らないこと、⑤ベン図的にも、「課税資産の譲渡等」にのみ要するものと「その他の資産の譲渡等」にのみ要するものと「課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」との3区分があるのであるから、課税資産の譲渡等に「のみ」要するというのは、その他の資産の譲渡等には要しないものと解するのが自然であることを前提とすると、規定の趣旨からも規定の文言からも、<u>消費税法30条2項1号の「課税資産の譲渡等」にのみ要する</u>とは、課税の累積が生じる場合である課税資産の譲渡等に要することが課税仕入れを行った日を基準として見込まれており(ないしは予定されており(以下同じ。))かつその他の資産の譲渡等に要することが課税仕入れを行った日を基準として見込まれていないことを意味するものと解釈するのが相当である。要することが見込まれるかどうかの判断要素の一つとして課税仕入れの「目的」が挙げられるとしても、課税の累積は、課税仕入れの目的が課税資産の譲渡等であったことによって生じるものではなく、課税資産の譲渡等が行われることの結果によって生じるものであるから、「最終的な目的」や「主たる目的」に限定されると解すべき根拠はなく、その他の資産の譲渡等が行われることが見込まれるのであれば、そこには課税の累積が生じないのであるから、課税資産の譲渡等にのみ要するものと扱うことは相当でない。以上によれば、用途区分の判定を課税仕入れの「最終目的」によって判断し、事業者が課税資産の譲渡等を最終的な目的として行った課税仕入れについては、仮にその他の資産の譲渡等が見込まれていたとしても、「課税資産の譲渡等」にのみ要するものに該当するとする控訴人の主張は採用できない。事業者が課税資産の譲渡等の目的があり、その他の資産の譲渡等の目的がなかったとしても、課税仕入れを行った日において将来その他の資産の譲渡等が確実に見込まれ、その他の資産の譲渡等に要する課税仕入れとなることが明らかである場合には、共通課税仕入れに該当すると解釈するのが相当である。」</p>

また、原告は複数の事例を挙げて、「税務当局は、従前から、事業者の課税仕入れの最終的な目的によって用途区分の判定を行い、副次的に収受する対価をその判定において考

慮していない、このような取扱いは、消費税法の立法者の意思に沿うもの」と主張していたが、東京高裁は各事例における取扱いについて、「税務当局が当課税仕入れの性質や特

## 【表2】原告の主張に対する地裁判決の補正(2)

<b>▶東京地裁判決</b>
「しかしながら、仕入税額控除において、課税の累積の排除をいかに実現するかについては立法政策に委ねられていると解されるところ、個別対応方式において共通課税仕入れと判定される課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る資産の譲渡等による売上げ全体に占める非課税売上げの割合が非常に小さい場合が生じるとしても、そのことが課税の累積の排除の観点から直ちに許容されないとまではいえず、上記アのとおり個別対応方式における用途区分が当該課税仕入れの行われた日の状況に基づいて判断すべきものであることや、控除対象仕入税額（共通仕入控除税額）は課税売上割合に代えて課税売上割合に準ずる割合によって計算する余地もあることからすると、原告の主張する解釈によらなければ直ちに不合理な結果が生じるとまではいえないのであって、原告の主張には理由がない。」
<b>▶東京高裁の補正</b>
原判決32頁25行目の「個別対応」から同33頁8行目の末尾までを次のとおり改める。 「①については、非課税売上げの割合が非常に小さい場合であっても、課税売上高が5億円を超える場合には、消費税法30条2項は、同条1項の規定に関わらず、その他の資産の譲渡等に要する課税仕入れに係る消費税額は控除の対象とはならないとの原則を採用しているのであり、立法政策の問題であって、その点で主張は採用できないのみならず、消費税法30条2項2号は、用途区分が明らかにされていない場合には、一括比例配分方式を採用することとしており、個別対応方式による場合や、さらには課税売上割合に準ずる割合による場合と比較して、控除対象仕入税額が事業者にとって不利になる場合があることは予定しているものと認められるので、主張は採用できない。②については、課税仕入れの行われた日の状況に基づいて判断した結果、その他の資産の譲渡等に要すると判断される以上、消費税法30条2項1号の規定するところと言わざるを得ず、立法政策上の問題であって、主張は採用できない。」

徴に応じて事業者の不利益にならないような配慮をしつつ用途区分の判定をした事例であって」との文言を加えた上で、「上記各事例をもって、原告が主張する解釈を採用すべきとはいえない。」と述べた原判決を支持した。

しかし、これら原告が指摘した過去事例の存在の一部は、後に述べるとおり、過少申告加算税の賦課決定処分の取消しにつながることとなった。

## ADW地裁判決を引用した納税者の主張はすべて排斥

また、ムゲン社は控訴審において、納税者が勝訴したADW社の地裁判決を引用して主張を行ったため、東京高裁は、必然的に同判決に対する判断を示すこととなった（表3参照）。今回の判決で示された東京高裁の考え方が、ADW社の控訴審判決に影響を及ぼすことは必至だろう。

東京高裁は、「仕入れを行う動機や目的といった主観的事実よりは、仕入れによってその後どのような取引が見込まれているか（予

定されているか）という客観的事実を重視するのが相当であり、その他の資産の譲渡等が将来確実に見込まれることが課税仕入れを行った日において明らかであれば、課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れではなく共通課税仕入れに該当する」と、地裁判決を補正して述べた部分と同様の考えを示した。

また、ADW社の地裁判決が指摘した「課税売上割合と、賃料収入額が売上げ全体に占める割合とのギャップによって、建物の取得

### 【表3】 ADW地裁判決を引用した控訴人の主張に対する判断

<p><b>▶控訴人の主張</b></p> <p>「消費税法30条2項1号が課税仕入れ等の用途区分につき『要するもの』という文言を用いているのは、①課税仕入れ等に対応する取引（資産の譲渡等）が必ずしも当該課税期間中に行われるとは限らないことや、②課税仕入れ等が事業者による経済活動の一環として行われるものである以上、将来における一定の取引を目指したものであることができ、実際に当該課税仕入れ等に対応するどのような取引が行われたか（あるいは行われなかったか）を見るまでもなく、当該課税仕入れ等がどのような取引を目指して行われたかを見れば、用途区分を判定するのに十分であることによるものと解される」</p> <p>「一般に、事業者が課税仕入れ等を行う場合に、当該活動が本来得ることを目的としている収入（課税資産の譲渡等）のほか、当該活動の過程で生じる他の収入（その他の資産の譲渡等）が見込まれることにより、当該課税仕入れ等が共通対応課税仕入れに区分されることとなるのか否かについては、一義的に解するのではなく①他の収入が当該事業者の経済活動におけるどのような過程で得られ、その活動全体の中でどのように位置づけられているのか、②他の収入が見込まれることが、課税仕入れ等やこれに対応する取引にどのような影響を及ぼしているのか、③全体の収入の見込額のうちに他の収入の見込額が占める割合など、当該事業者が行う経済活動に関する個別の事情を踏まえ、課税仕入れに係る消費税額について税負担の累積を招くものとそうでないものとに適正に配分するという観点に照らし、他の収入が見込まれることをもって当該課税仕入れ等につき『その他の資産の譲渡等』にも要するものと評価することが相当といえるか否かを考慮して判断すべきである。」</p>
<p><b>▶東京高裁による控訴人の主張の排斥</b></p> <p>消費税法30条2項の趣旨は、その他の資産の譲渡等に要した課税仕入れに係る消費税額は、税負担の累積を招くことがないので控除の対象とする必要がないが、当該課税期間中に課税資産の譲渡等やその他の資産の譲渡等が行われるとは限らないことから、課税仕入れを行った日を基準にして将来の多様な取引のうちどのような取引に「要する」といえるかどうか、どのような取引が将来見込まれているかを客観的に判断すべきこととしたものであって、課税仕入れに係る消費税額について税負担の累積を招くものとそうでないものとに適正に配分するという観点からすれば、仕入れを行う動機や目的といった主観的事情よりは、仕入れによってその後どのような取引が見込まれているか（予定されているか）という客観的状況を重視するのが相当であり、その他の資産の譲渡等が将来確実に見込まれることが課税仕入れを行った日において明らかであれば、課税資産の譲渡等にも要する課税仕入れではなく共通課税仕入れに該当するとした上で、消費税法30条3項の課税売上割合に準ずる割合の利用によって合理的な結論を得ようとするのが消費税法30条2項及び3項の立場と解されるので、控訴人の主張は採用できない。</p>
<p><b>▶控訴人の主張</b></p> <p>「収益不動産を転売する際には、建物だけでなく、敷地の譲渡（土地の譲渡は非課税）も合わせて行われるのが通常であるため、課税売上割合が低いものとならざるを得ず、課税売上割合と、賃料収入額が売上げ全体に占める割合とのギャップが生じ、この問題を、課税売上割合に準ずる割合の利用によって解消しようとしても、被控訴人は、従前、本件割合が、消費税法30条3項に規定する事業や費用の種類ごとに区分して算出するものではないことなどを理由に課税売上割合に準ずる割合に該当しないと主張しており、ギャップの問題を解消する手段が全く無かったのであるから、以上を考慮すれば、本件課税仕入れは課税資産の譲渡等にも要するものと判断されるべきである」</p>
<p><b>▶東京高裁による控訴人の主張の排斥</b></p> <p>上記のようなギャップの問題は、消費税法30条3項の課税売上割合に準ずる割合の利用によって解消すべきものであり、ギャップの問題を解消する手段が全くないとはいえず、ギャップの問題を理由に、本件課税仕入れを課税資産の譲渡等にも要するものに区分しなければならぬとまではいえない。控訴人の主張は、税務当局の対応ないし被控訴人の主張を非難するものに過ぎず、直ちに法令解釈の根拠となるものとも言い難い。本訴において、本件割合が合理的算定と判断されなかったのは、原判決を引用して認定したとおり、本件割合が本件各課税期間における賃貸料収入によっていない点で課税売上割合に準ずる割合として正当と認められなかったからであり、被控訴人の対応が原因であるとは認められない。控訴人が本件各課税期間における賃貸料収入によって課税売上割合に準ずる割合として適用承認の申請をしていれば、訴訟手続を利用して最終的には課税売上割合に準ずる割合として認められた可能性はあったと推測できる。したがって、課税売上割合と、賃料収入額が売上げ全体に占める割合とのギャップの問題を考慮しても、本件課税仕入れを共通課税仕入れに区分したことが違法とはいえず、控訴人の主張は採用できない。</p>

価格に対する消費税額のうち相当部分に税負担の累積が生じてしまう」という問題については、「消費税法30条3項の課税売上割合に準ずる割合の利用によって解消すべき」とし、ムゲン社の地裁判決と同様の考えを示した。

そのほかの請求人の主張についても、有価証券報告書や決算説明資料等の記載などから賃貸料の収受が確実に見込まれていた事情について触れるなどして、すべて斥けた。

## 東京高裁、「税務当局は平成9年事例の見解を変更したことが窺われる」

本判決で注目されるのが、過少申告加算税が取り消されたこととその理由だ。

ムゲン社は、一審から「税務当局は従前から、複数の事例で最終的な目的により用途区分の判定を行っており、副次的に収受する対価をその判定で考慮していない」と強く主張してきた。下級行政機関に対する回答・通知である分譲マンション購入費用事例（平成7年事例）及び賃貸中マンション購入費用事例（平成9年事例）についてはADW社も採用し、文書の存在自体に加え、税務当局が取扱いを変更したのかどうかという点でも激しく争ってきた。

納税者側は一審で、これらの過去事例を「最終的な目的によって判断すべき」との主張の根拠とするとともに、「納税者に対する事前の周知等の是正措置を講じることもなく、突如として、これまで容認してきた本件課税仕入れの用途区分に対する消費税法の解釈又は適用を変更して、課税処分を行なっていることは、租税平等主義に反する」という租税平等主義違反の主張の根拠としても、また、「原告の過少申告は、税務当局が従前認めていた課税上の取扱いを突如変更したことにより生じた」という、原告による過少申告の「正当な理由」の根拠としても主張していた。

一審判決では、「個別事例の一つにすぎない」として、法令解釈の根拠にはならないと

されただけでなく、「租税平等主義違反」とも認められず、また、過少申告の「正当な理由」の有無の判断においても、東京地裁は「主たる目的又は最終的な使用目的を考慮して用途区分を判定するという取扱いが存在し、平成9年事例もこれと整合するものとみることにもできる」としながらも、「本件各確定申告当時には、本件課税仕入れについて共通課税仕入れに区分されることを示唆する裁判例や判決、文献などが存在していた」ことから、過少申告の正当な理由があるとはいえないと判断していた。

これに対し東京高裁は、上記のとおり法令解釈の根拠にはならないという点では東京地裁と同じ判断を示したが、表4のとおり、「税務当局は、平成17年頃には、平成9年事例の見解を変更したことが窺われるが、税務当局として、従前見解を変更したことを納税者に周知するなど、これが定着するような必要な措置を講じているとは認められない」と指摘、このことにより、原告による過少申告に「正当な理由」があると認めた。

また、国の「平成9年頃にそのような取扱いはしていない」旨の主張を証拠などから排斥するとともに、「誤った一事例に過ぎない」との主張も表4のとおり斥けた。

過少申告加算税の賦課決定処分の取消しは本税に比べれば金額的なインパクトは小さい

## 【表4】 過少申告の「正当な理由」の有無に対する判断

▶東京高裁の判断
<p>平成9年頃、賃貸マンション購入費用事例について、「課税資産の譲渡等」にのみ要するもの」との回答をしており、税務当局が、個別対応方式における用途区分において、主たる目的又は最終的な使用目的を考慮して用途区分を判定したとしても理解し得るような事実が認められることは、前記(2)に指摘のとおりである。その後、税務当局は、本件と争点を同一にする平成17年裁決、平成22年裁決、平成24年裁決において、用途区分を「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」とであると主張して、これが是認されており、遅くとも平成17年頃には上記回答の見解を変更したことが窺われるが、税務当局として、従来の見解を変更したことを納税者に周知するなど、これが定着するよう必要な措置を講じるのが相当であったと解されるにもかかわらず、そのような措置を講じているとは認められない。平成9年以降の事例における回答の変更や、裁判例、裁決、文献及び雑誌の記事において共通課税仕入れに区分されることが示唆されたり、示されたりしているが、なお裁判においてその適法性は争われており、上記必要な措置が講じられたものと評価することもできない。以上のとおり、税務当局の従前の対応例、これを根拠とする係争が継続している事情の下では、本件各確定申告において、控訴人が、本件各課税仕入れを「課税資産の譲渡等」にのみ要するものに区分した上で控除対象仕入れ税額の計算をしたことについては、真に控訴人の責めに帰することのできない客観的な事情があり、過少申告加算税の趣旨に照らしてもなお、控訴人に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になるといえるのが相当である。</p> <p>したがって、本件各確定申告における申告額が過少であったことにつき、国税通則法65条4項にいう「正当な理由」があるということができ、本件各賦課決定処分は違法である。</p>
▶被控訴人（国）の主張の排斥
<p>被控訴人は、平成9年頃、本件課税仕入れを課税資産の譲渡等」にのみ要する課税仕入れと扱っていない旨の主張をする。しかしながら、証拠の記載内容は相当詳細かつ具体的である上、当時の税務当局職員の説明も存在すること、本件課税仕入れを共通課税仕入れであることを示唆する公的機関が作成した文書の存在も平成17年まで指摘できないことを踏まえると、平成9年頃、税務当局が、本件課税仕入れを課税資産の譲渡等」にのみ要する課税仕入れと扱っていた可能性は否定できず、被控訴人の主張は採用できない。被控訴人も、平成9年頃の照会回答について存在が確認できないと答弁するにとどまり、上記証拠が虚偽であるなどとして積極的にそのような回答が無かったと答弁することはしていない。さらに、被控訴人は、平成9年頃の照会回答について、誤った一事例の回答に過ぎないと反論するが、仮に、誤った一事例に過ぎないとすれば、その後、これを改めた正しい照会回答が複数存在するものと考えられるが、そのような証拠は見当たらないので、誤った一事例の回答にとどまるものとは認められない。平成8年8月30日に発行された書籍には、本件課税仕入れが共通課税仕入れであることが記載されているものの、同記載は、平成17年11月5日に追加されたことが認められるので、上記を否定するに足りない。</p>

ものの、「取扱いを変更していない」旨を強く主張してきた国にとっては、裁判所に「見解を変更したことが窺われる」と認定されたことは大きな痛手だろう。

ADW社の一審でも、納税者側は上記過去事例を、争点2（平等取扱違反の有無）及び争点3（過少申告の「正当な理由」の有無）における主張の根拠としていたが、ADW地裁判決では、争点1（本件各課税仕入れの用途区分）で課税処分が取り消されたため、争

点2及び争点3に対する東京地裁の判断は一切示されなかった。

ADW社の控訴審の判決言渡しは7月29日に予定されている。上述のとおり、ムゲン社の高裁判決ではADW社の（一審での）勝訴判決も考慮されている。こうした中、ADW社の控訴審も「消費税等の各更正処分は認容、過少申告加算税の賦課決定処分は取消し」というムゲン社の控訴審判決と同様の結論となるのか、注目される。